



消費生活相談

相談は
こちらへ…

役場消費生活センター（町民課内）
TEL 0796・36・1941（直通）
たじま消費者ホットライン
TEL 0796・23・1999
※相談無料で秘密は厳守!!

巧妙化する定期購入のトラブルに注意！

【事例】

SNS 広告で「定期縛りなし」のせっけんを申し込んだところ、「まだ画面を閉じないで」という文字とともにスペシャルクーポンが表示された。利用するつもりはなかったが、「クーポンを利用する」というボタンしかなく、やむなく押したら注文確認画面になった。注文後届いた受注メールに「4 回の縛り^{しほ}があって、総額約 2 万 5 千円になる」と書いてあり驚いた。1 回限りのお試し価格 770 円で申し込むつもりだったので、キャンセルしたいと電話をかけたら「キャンセル料金として差額を支払うように」と言われた。

【ひとことアドバイス】

- 定期縛りなしと書かれていても、クーポン発行後に定期購入契約になっている可能性があります。
- 購入時、「さらにお得」「今だけ使えるクーポン」などと表示され、より高額なプランを勧められたり、関連商品の追加購入を案内されるケースがあります。
- 「お得」「今だけ」などに惑わされず、広告表示だけでなく、契約条件も細かく確認し、本当にその商品・数量・コースが必要かどうかを検討しましょう。
- 購入する際は、欲しいと思うきっかけとなった広告や、最終確認画面をスクリーンショットで残しておきましょう。
- インターネットショッピングはクーリングオフができません。